

■貸出金科目別平均残高

(単位：百万円)

平均残高	2018年度			2019年度		
	合計	国内業務部門	国際業務部門	合計	国内業務部門	国際業務部門
手形貸付	72,974	72,974	—	70,488	70,477	11
証書貸付	1,360,759	1,357,679	3,080	1,471,555	1,464,975	6,579
当座貸越	189,806	189,806	—	197,066	197,066	—
割引手形	7,498	7,498	—	7,145	7,145	—
合計	1,631,040	1,627,959	3,080	1,746,255	1,739,664	6,591

(注) 国際業務部門の国内店外貸建取引の平均残高は、月次カレント方式により算出しております。

■貸出金の残存期間別残高

(単位：百万円)

種類	期別	期間						合計
		1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超	期間の定め のないもの	
貸出金	2018年度末	593,159	291,627	215,713	124,351	447,976	58,028	1,730,856
	2019年度末	589,626	294,273	231,236	119,628	483,800	55,625	1,774,191
うち 変動金利	2018年度末		107,115	80,711	51,524	177,603	55,801	
	2019年度末		110,039	78,576	50,670	197,529	53,565	
うち 固定金利	2018年度末		184,511	135,001	72,827	270,372	2,226	
	2019年度末		184,233	152,660	68,958	286,271	2,060	

(注) 残存期間1年以下の貸出金については、変動金利、固定金利の区別をしておりません。

■貸出金担保別内訳

(単位：百万円)

種類	2018年度末	2019年度末
有価証券	397	292
債権	1,268	1,407
商品	113	—
不動産	181,394	184,243
その他	—	—
計	183,174	185,944
保証	792,742	781,711
信用	754,939	806,536
合計 (うち劣後特約付貸出金)	1,730,856 (4,000)	1,774,191 (4,000)

■支払承諾見返の担保別内訳

(単位：百万円)

種類	2018年度末	2019年度末
有価証券	34	24
債権	431	455
商品	—	—
不動産	3,318	2,506
その他	—	—
計	3,784	2,985
保証	97	—
信用	8,748	8,624
合計	12,631	11,610

■貸出金使途別内訳

(単位：百万円・%)

区分	2018年度末		2019年度末	
	貸出金残高	構成比	貸出金残高	構成比
設備資金	747,948	43.21	756,812	42.66
運転資金	982,908	56.79	1,017,379	57.34
合計	1,730,856	100.00	1,774,191	100.00

■貸出金業種別内訳

(単位：百万円・%)

業種別	2018年度末		2019年度末	
	貸出金残高	構成比	貸出金残高	構成比
国内 (除く特別国際金融取引勘定分)	1,730,856	100.00	1,774,191	100.00
製造業	125,824	7.27	114,223	6.44
農業、林業	3,870	0.22	3,905	0.22
漁業	3,515	0.20	3,484	0.19
鉱業、採石業、砂利採取業	5,702	0.33	5,168	0.29
建設業	77,771	4.49	73,643	4.15
電気・ガス・熱供給・水道業	28,597	1.65	30,057	1.70
情報通信業	9,552	0.55	8,852	0.50
運輸業、郵便業	60,210	3.48	64,359	3.63
卸売業、小売業	188,129	10.87	179,857	10.13
金融業、保険業	51,935	3.00	76,817	4.33
不動産業、物品賃貸業	263,524	15.23	278,540	15.70
各種サービス業	209,393	12.10	207,272	11.68
地方公共団体	126,161	7.29	151,475	8.54
その他	576,667	33.32	576,533	32.50
特別国際金融取引勘定分	—	—	—	—
政府等	—	—	—	—
金融機関	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合計	1,730,856	—	1,774,191	—

■中小企業等向け貸出残高

(単位：百万円・%)

	2018年度末	2019年度末
中小企業等向け貸出	1,233,540	1,233,289
総貸出に占める割合	71.26	69.51

- (注) 1. 本表の貸出金残高には、特別国際金融取引勘定分を含んでおりません。
 2. 中小企業等とは、資本金が3億円（ただし、卸売業は1億円、小売業、サービス業は5千万円）以下の会社または常用する従業員数が300人（ただし、卸売業、サービス業は100人、小売業は50人）以下の会社及び個人をいいます。

■貸倒引当金内訳

(単位：百万円)

区分	2018年度					2019年度				
	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
			目的使用	その他(注)				目的使用	その他(注)	
一般貸倒引当金	3,506	5,623	—	3,506	5,623	5,623	4,622	—	5,623	4,622
個別貸倒引当金	7,350	7,970	1,374	5,975	7,970	7,970	7,485	2,938	5,032	7,485
うち非居住者向け債権分	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	10,856	13,593	1,374	9,482	13,593	13,593	12,107	2,938	10,655	12,107

(注) 洗替による取崩額

■貸出金償却額

(単位：百万円)

	2018年度	2019年度
貸出金償却額	—	—

■特定海外債権残高

該当ありません。

■貸出債権の状況

(1) リスク管理債権

(単位：百万円)

区分	2018年度末	2019年度末
破綻先債権 (a)	2,109	1,654
延滞債権 (b)	26,357	25,348
小計 (c) = (a) + (b)	28,466	27,002
3カ月以上延滞債権 (d)	—	—
貸出条件緩和債権 (e)	8,665	9,520
合計 (f) = (c) + (d) + (e)	37,132	36,523
総貸出金 (g)	1,730,856	1,774,191
貸出金に占める割合 (f) / (g)	2.14%	2.05%
貸倒引当金 (h)	13,593	12,107
引当率 (h) / (f)	36.60%	33.14%

(注) 貸倒引当金残高 (h) は貸借対照表上の一般貸倒引当金と個別貸倒引当金の合計です。

用語のご説明

破綻先債権

元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金のうち、会社更生法、破産法、民事再生法等の法的手続きがとられている債務者や手形交換所において取引停止処分を受けた債務者に対する貸出金です。

延滞債権

未収利息不計上貸出金であって、「破綻先債権」及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金です。

3カ月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で「破綻先債権」及び「延滞債権」に該当しない貸出金です。

貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で「破綻先債権」、「延滞債権」及び「3カ月以上延滞債権」に該当しない貸出金です。

(2) 金融機能再生緊急措置法に基づく開示基準ベース

(単位：百万円)

区分	2018年度末	2019年度末
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	9,263	9,340
危険債権	19,765	18,252
要管理債権	8,665	9,520
(小計)	37,694	37,113
正常債権	1,713,630	1,762,833
合計	1,751,325	1,799,946
(小計) の債権額に占める割合	2.15%	2.06%

用語のご説明

注) 資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(1998年法律第132号)第6条に基づき、当行の貸借対照表の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法(1948年法律第25号)第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものです。

1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。

2. 危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取ができない可能性の高い債権をいいます。

3. 要管理債権

3カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいいます。

4. 正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1.から3.までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。